

各種届出

各種届出において、下記以外の書類が必要な場合がありますので、事前にお問い合わせください。

▶問い合わせ…市民課 ☎058-323-7750

戸籍届出・住民登録

★届出はお早めに!

市では、住民登録の届出をもとにして住民基本台帳を作ります。この台帳は、選挙人名簿、学齢簿の作成や国民健康保険、国民年金の資格など、行政サービスの基礎資料となりますので、届出は速やかをお願いします。

こんなとき	届出種類	届出期間	必要なもの
子どもが生まれたとき	出生届	生まれた日を含めて14日以内	①出生届書(出生証明書) ②母子健康手帳 ③健康保険の資格確認書等
結婚するとき	婚姻届		①婚姻届書1通(成年者の証人2人の署名があるもの) ②本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証・パスポートなど) ③国民健康保険資格確認書等(加入者) ④マイナンバーカード、住民基本台帳カード(氏が変わる人) ※住所を変更する方は、住民異動届(転入届・転居届・転出届など)が必要です。
亡くなったとき	死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	①死亡届書(死亡診断書)
市外から引っ越してきたとき	転入届	転入した日から14日以内	①転出証明書(前住所地の市区町村が発行したもの)またはマイナンバーカード(マイナンバーカードを利用して転出した人) ②届出人の本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証・健康保険の資格確認書など) ③介護保険受給資格証明書(介護認定者のみ) ④マイナンバーカード、住民基本台帳カード
市外へ引っ越すとき	転出届	転出する前にあらかじめ届出る	①届出人の本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証・健康保険の資格確認書など) ②印鑑登録証(登録者) ③国民健康保険資格確認書等(加入者) ④後期高齢者医療保険資格確認書等(加入者) ⑤各種医療受給者証(受給者) ⑥介護保険証(加入者) ⑦戸別受信機(世帯全員が転出する場合)
市内で引っ越したとき	転居届	転居した日から14日以内	①届出人の本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証・健康保険の資格確認書など) ②国民健康保険資格確認書等(加入者) ③後期高齢者医療保険資格確認書等(加入者) ④各種医療受給者証(受給者) ⑤介護保険証(加入者) ⑥戸別受信機(世帯全員が転居する場合) ⑦マイナンバーカード、住民基本台帳カード

印鑑登録・証明

◆印鑑登録をしたいとき

登録する印鑑は1人1個に限ります。1個の印鑑を2人以上で登録できません。

■本人が登録申請する場合に必要なもの

登録する印鑑(印影が鮮明で、外枠が欠けていないもの)、官公署発行の顔写真真身分証明書(運転免許証・パスポート・マイナンバーカード・住民基本台帳カードなどで有効期間内のもの)
※身分証明書をお持ちでない人は、文書照会(★印参照)または保証人による本人確認をして登録します。

■代理人が登録申請する場合に必要なもの

委任通知書、登録する印鑑
※代理人による登録申請があった場合は、文書照会(★印参照)による本人確認をして登録します。(即日登録できません)

★文書照会による本人確認

登録申請後、照会書(兼回答書)を本人の市内住所地に郵送します。

◆印鑑登録証明書を取りたいとき

■必要なもの

印鑑登録証、申請者の本人確認書類
※マイナンバーカードをお持ちの人は、コンビニのマルチコピー機でも取得できます。

旅券(パスポート)申請・交付

◆取扱窓口 市民課戸籍係

◆申請できる人 日本国籍を有し、原則として本巣市に住民登録があり、申請と受け取りを市民課戸籍係に来庁できる人です。

なお、旅券センターと交付までの日数が異なります。

また、緊急発給・一般旅券発給申請書の刑罰関係欄に該当する場合は、本巣市での申請はできません。

※受け取りは必ず本人が来庁してください。受け取り時に手数料を収入印紙(取り扱いは郵便局)と県収入証紙(取り扱いは銀行など)により納めてください。

※申請手続きには時間がかかります。

※一定の条件を満たす場合に、居所申請できる場合があります。

詳しくは、市民課戸籍係へお問い合わせください。

◆受け取りまでの日数

申請場所	交付場所	新規・切替 (紛失の届出を伴う場合を含む)
本巣市	本巣市	11日目～
旅券センター	旅券センター	8日目～

※申請の日から土曜・日曜・祝日および年末年始を除いた日数となります。

国民健康保険

★届出は14日以内に!

国民健康保険への加入(被保険者になる)や脱退には届出が必要です。届出をしていないと、保険税をさかのぼって納めなければならないことや、国民健康保険が負担した医療費を返さなければならないことがあります。

	こんなとき	必要なもの
入るとき	本巣市に転入したとき	転出証明書
	他の健康保険をやめたとき	健康保険等資格喪失証明書
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
	子どもが生まれたとき	世帯主の振込口座の分かるもの
やめるとき	他の市区町村へ転出するとき	国民健康保険の資格確認書等
	他の健康保険に加入したとき	国民健康保険と加入した健康保険の資格確認書等
	生活保護を受けることになったとき	国民健康保険の資格確認書等、保護開始決定通知書
	亡くなったとき	国民健康保険の資格確認書等、葬祭執行者の振込口座が分かるもの、会葬礼状など葬祭執行者を確認できる書類
その他	住所、世帯主、氏名などが変わったとき	国民健康保険の資格確認書等
	国民健康保険の資格確認書等をなくしたとき、汚れて使えなくなったとき	使えなくなった国民健康保険の資格確認書等
	修学のため、子どもが他の市区町村に下宿するとき	国民健康保険の資格確認書等、在学証明書

※窓口に来る人の身分証明書(運転免許証など)・世帯主および国保の資格を異動する人のマイナンバーカードまたは通知カードをご用意ください。

※限度額適用認定証などをお持ちの場合はご持参ください。

※世帯主変更、住所変更などの場合は、該当する世帯全員の国民健康保険の資格確認書等が必要です。

後期高齢者医療

こんなとき	必要なもの
一定の障がいがある65歳以上の人で、被保険者としての認定を受けようとするとき	障害者手帳、障害年金証書、その他障がいの状態が明らかにできる書類、健康保険の資格確認書等(国保など)
県外に転出するとき	後期高齢の資格確認書等
県外から本巣市に転入したとき	負担区分等証明書
県内で住所が変わったとき	後期高齢の資格確認書等
生活保護を受けることになったとき	後期高齢の資格確認書等、保護開始決定通知書
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
亡くなったとき	後期高齢の資格確認書等、葬祭執行者の振込口座が分かるもの、会葬礼状等葬祭執行者を確認できる書類
住所・氏名が変わったとき	後期高齢の資格確認書等
後期高齢の資格確認書等をなくしたとき、汚れて使えなくなったとき	使えなくなった後期高齢の資格確認書等

※窓口に来る人の身分証明書(運転免許証など)・後期高齢の人のマイナンバーカードまたは通知カードをご用意ください。

福祉医療費の助成

保険診療の自己負担額を助成します。下記に該当する場合は受給者証交付申請をしてください。なお、②～④は所得制限により、助成の対象とならない場合があります。

助成対象者	対象の範囲	申請するとき	必要なもの
①乳幼児等	・18歳(到達後最初の3月31日を迎える)までの児童	出生、転入、②～④の助成対象者でなくなったとき	健康保険証等(児童)
②重度心身障がい者	・身体障害者手帳1～3級所持者 ・療育手帳A1、A2、B1所持者 ・精神障害者保健福祉手帳1、2級所持者 ・身体障害者手帳4級で戦傷病者手帳(特別項症～第4項症)所持者	該当手帳交付のとき、転入したとき	該当手帳、健康保険証等(手帳所持者)、所得課税証明書(転入などの場合)
③母子家庭等	・18歳(到達後最初の3月31日を迎える)までの児童を扶養している配偶者のない母と児童 ・父母のいない18歳(到達後最初の3月31日を迎える)までの児童	母子家庭等となったとき、②の助成対象者でなくなったとき	健康保険証等(母と児童)、母子家庭等確認書類、所得課税証明書(転入などの場合)
④父子家庭	・18歳(到達後最初の3月31日を迎える)までの児童を扶養している配偶者のない父と児童	父子家庭となったとき、②の助成対象者でなくなったとき	健康保険証等(父と児童)、父子家庭確認書類、所得課税証明書(転入などの場合)

※①は6歳到達後最初の年度末、②～④は毎年更新の申請が必要です。

※マイナンバーカードまたは通知カードが必要です。

※窓口に来る人の身分証明書(運転免許証など)をご用意ください。

●県内医療機関などで受診するときは、健康保険証等と一緒に福祉医療費受給者証を提示してください。県外医療機関などで受診するときは、いったん自己負担分を支払い、後日、市役所で償還の申請をしてください。

各種届出

各種届出において、下記以外の書類が必要な場合がありますので、事前にお問い合わせください。

税に関する届出

◎亡くなったとき

▶問い合わせ…税務課 ☎058-323-8133

税の種類	届・手続きなどの名称	提出・届出先
市県民税	相続人代表者指定届	税務課、根尾分庁舎地域調整課
固定資産税	登記所有者の変更手続き	岐阜地方法務局 岐阜市金竜町5丁目13番地 ☎058-245-3181 (代行業者へ依頼することも可能)
	相続人代表者(兼現所有者)指定届	税務課、根尾分庁舎地域調整課
	未登記家屋の所有者(納税義務者)変更届	税務課、根尾分庁舎地域調整課
軽自動車税(種別割) (代行業者へ依頼 することも可能)	相続人代表者指定届	税務課、根尾分庁舎地域調整課
	原付・小型特殊自動車(農耕作業用を含む)・ミニカーの廃車・所有者変更	税務課、根尾分庁舎地域調整課
	125ccを超える二輪車の廃車・所有者変更	管轄する運輸(支)局(※)
	三・四輪の軽自動車の廃車・所有者変更	管轄する軽自動車検査協会事務所(※)

◎市外へ引っ越すとき

税の種類	届・手続きなどの名称	提出・届出先
軽自動車税(種別割) (代行業者へ依頼 することも可能)	原付・小型特殊自動車(農耕作業用を含む)・ミニカーの廃車・住所地変更	税務課、根尾分庁舎地域調整課 (転出先の市(区)町村で手続きができることもあります)
	125ccを超える二輪車の廃車・住所地変更	管轄する運輸(支)局(※)
	三・四輪の軽自動車の廃車・住所地変更	管轄する軽自動車検査協会事務所(※)

※軽自動車に関する県内の手続き機関は
(二輪) 中部運輸局 岐阜運輸支局 岐阜市日置江2648番地1 ☎050-5540-2053
(三・四輪) 軽自動車検査協会 岐阜事務所 羽島市福寿町千代田3丁目83番 ☎050-3816-1775
その他 口座振替の廃止、変更の手続きは金融機関で行ってください。

上・下水道に関する届出

住所変更時など、上・下水道の使用について変更がある場合は届出が必要です。

▶問い合わせ…上下水道課 ☎058-323-7760

こんなとき	届の名称	提出・届出先
水道・下水道を使用開始・再開・休止・廃止するとき 水道・下水道の使用者・所有者を変更するとき	上下水道使用異動届	上下水道課、地域調整課

※本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証など)をお持ちください。
※オンライン(市ホームページ)でも手続きできます。異動日の3日前(閉庁日を除く)までに届出してください。

税などの納期限

納期限	市県民税 (普通徴収)	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税(普通徴収) 後期高齢者医療保険料(普通徴収)	上下水道料金
4月30日		全期・第1期			
5月31日			全期		3・4月分
6月30日	全期・第1期				
7月31日		第2期		第1期	5・6月分
8月31日	第2期			第2期	
9月30日				第3期	7・8月分
10月31日	第3期			第4期	
11月30日				第5期	9・10月分
12月25日		第3期		第6期	
1月31日	第4期			第7期	11・12月分
2月28日		第4期		第8期	
3月25日					1・2月分
3月31日				第9期	

※納付書の紛失や納付する順番に誤りのないようご注意ください。
※納期限が土・日・祝日にかかる場合、金融機関の翌営業日が納期限(口座振替日)となります。

児童福祉に関する届出

▶問い合わせ…**㊤福祉支援課☎058-323-7752**

㊦幼児教育課☎058-323-7753

◎お子さんが生まれたとき

		必要な手続き	必要なもの	備 考
④	児童手当	認定請求 または額改定請求	請求者と配偶者の健康保険証等(資格確認書、資格情報のお知らせ等)・請求者名義の預金通帳・請求者と配偶者のマイナンバーカード等の個人番号がわかる書類 ※請求者は、児童を養育する生計の中心者です。	出生日翌日から15日以内 ※15日経過後も請求できますが、支給開始は請求日の翌月からとなります。

◎本築市に転入したとき

		必要な手続き	必要なもの	備 考
㊤	児童手当	認定請求	請求者と配偶者の健康保険証等(資格確認書、資格情報のお知らせ等)・請求者名義の預金通帳・請求者、配偶者と22歳以下の児童のマイナンバーカード等の個人番号がわかる書類 ※請求者は、児童を養育する生計の中心者です。	前住所地転出予定日翌日から15日以内 ※15日経過後も請求できますが、支給開始は請求日の翌月からとなります。
	児童扶養手当	住所変更	受給資格者名義の預金通帳・転入者全員のマイナンバーカード等の個人番号がわかる書類・借家の場合は賃貸借契約書の写し	前住所地で受給資格者であった場合
㊦	幼児園	保育園 入園申込み	施設型給付費等教育・保育給付認定申請書・入園申込書・所得課税証明書や納税通知書などの写し・就労証明書または申立書世帯全員分のマイナンバーカード	入園は各月の初日からとなります。入園希望月の前月1日から15日までに入園申込書類をご提出ください。 ※15日が閉庁日の場合は、その前の開庁日まで
		幼稚園 入園申込み	施設型給付費等教育・保育給付認定申請書・入園申込書・世帯全員分のマイナンバーカード	
	留守家庭教室利用	利用申込み	就労証明書または申立書	利用開始希望日の前月1日から希望日2週間前までに利用申込書類をご提出ください。

◎市内で転居したとき

		必要な手続き	必要なもの	備 考
㊤	児童手当	住所変更		受給者と児童が別居となる場合は、お問い合わせください。
	児童扶養手当	住所変更	児童扶養手当証書、借家の場合は賃貸借契約書の写し	
㊦	幼児園	転園届出		幼稚園児で通園区域が変わる場合
	留守家庭教室	状況変更届出		転居後も同じ留守家庭教室を利用する場合

◎市外へ転出するとき

		必要な手続き	必要なもの	備 考
㊤	児童手当	受給事由消滅		受給者と児童が別居となる場合は、お問い合わせください。
	児童扶養手当	住所変更	児童扶養手当証書	
㊦	幼児園	退園届出		
	留守家庭教室	利用辞退届出		留守家庭教室へご提出ください。

利用料などの納期限

	保育園・幼稚園利用料	放課後児童施設利用料	学校給食費		保育園・幼稚園利用料	放課後児童施設利用料	学校給食費
4月分	5月10日	4月30日		10月分	11月10日	10月31日	
5月分	6月10日	5月31日		11月分	12月10日	11月30日	
6月分	7月10日	6月30日		12月分	1月10日	12月25日	1月4日
7月分	8月10日	7月31日		1月分	2月10日	1月31日	
8月分	9月10日	8月31日		2月分	3月10日	2月28日	
9月分	10月10日	9月30日		3月分		3月31日	

▶学校給食費については、学校給食センター☎058-324-2342へお問い合わせください。

※納期限が土・日・祝日にかかる場合、金融機関の翌営業日が納期限(口座振替日)となります。